

山梨市外部公益通報に関する要綱

令和8年3月31日

告示第64号

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)に基づき、外部の労働者等からの公益通報を適切に処理するために必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者における法令の遵守を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部の労働者等 法第2条第1項各号に掲げる者をいう。
- (2) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する事実をいう。
- (3) 外部公益通報 外部の労働者等が通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限を有する市の機関に対して通報することをいう。
- (4) 所管課 通報対象事実に関する処分又は勧告等を行う事務を所管する課等をいう。
- (5) 通報者 外部公益通報をした者をいう。

(総括通報責任者)

第3条 外部公益通報又はこれに関する相談(以下「通報等」という。)への対応に関する事務を総括するため、総括通報責任者を置き、総務課長をもって充てる。

2 総括通報責任者は、通報等への適切な対応及び通報等を利用する不利益な取扱いの防止に関する事務を総務課の職員を指定して、行わせることができるものとする。

(通報窓口)

第4条 通報等は、総務課(以下「通報窓口」という。)において受け付けるものとする。ただし、通報等が直接所管課にあった場合は、所管課においても受け付けることができる。

2 通報窓口は、次に掲げる事務を取り扱うものとする。

- (1) 通報等の受付に関すること。

(2) 通報等に係る他行政機関への照会に関すること。

(3) 通報者及び通報等に関する事務の所管課への取次ぎに関すること。

(通報の方法)

第5条 通報者は、通報窓口又は所管課に対し、原則として書面、電子メール、ファックス又は面談により通報をすることができる。

2 通報は、原則として実名により行うものとする。

(通報の受付等)

第6条 通報窓口又は所管課は、通報を受け付けたときは、外部公益通報受付書(様式第1号)に所定の事項を記載するものとする。

2 通報窓口又は所管課は、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、当該外部公益通報の対応に必要な事項を通報者に確認するものとする。

3 通報窓口又は所管課は、前項の規定による確認の結果、通報対象事実について市の機関が処分又は勧告等を行う権限を有しない場合にあっては、通報者に対し処分又は勧告等を行う権限を有する行政機関を教示しなければならない。

(受付時の対応)

第7条 通報窓口は、通報等を受け付けたときは、直ちに所管課に対して当該通報を引き継がなければならない。

(受理又は不受理の通知)

第8条 所管課の長は、第6条の規定による通報の内容を、外部公益通報として受理するか否かについて決定し、その受理又は不受理について外部公益通報受理・不受理通知書(様式第2号)により、通報者に通知しなければならない。ただし、通知を希望しない通報者及び匿名の通報者については、この限りでない。

(調査の実施)

第9条 所管課は、調査する必要があると認めるときは、当該通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報を守るため、通報者が調査対象となる事業者及びその関係者に特定されないよう十分に留意しつつ、速やかに必要かつ相当と認められる方法により調査を実施するものとする。

2 所管課の長は、調査が終了したときは、調査結果を外部公益通報調査結果報告書(様式第3号)により、総括通報責任者に報告するものとする。

(調査結果に基づく措置の実施)

第10条 所管課は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置(以下「措置等」という。)を講じるものとする。

2 所管課の長は、前項の措置の内容及び是正結果を外部公益通報措置結果報告書(様式第4号)により、総括通報責任者に報告するものとする。

(調査結果等の通知)

第11条 所管課の長は、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等の保護に留意したうえで、当該通報に係る調査結果、措置及び是正の内容を外部公益通報調査・措置結果通知書(様式第5号)により、遅滞なく通報者に通知しなければならない。ただし、通知を希望しない通報者及び匿名の通報者については、この限りでない。

(秘密保持等)

第12条 通報等に係る対応処理に関与した職員(通報等への対応に付随する職務等を通じて、通報等に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。)は、通報等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 通報等に係る対応処理に関与した職員は、当該対応処理において知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利益相反の排除)

第13条 職員は、自ら又はその親族その他利益相反関係を有する者が関係する通報等の対応処理に関与してはならない。

(協力義務)

第14条 通報対象事実に係る所管課が複数ある場合は、各所管課は、連携して調査及び措置等を講じなければならない。この場合において、通報者等に対する通知は、第7条の規定により当該通報の引継ぎを受けた所管課が行うものとする。

(通報者の保護)

第15条 所管課は、通報者が通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けていると認める場合は、通報者の保護に係る適切な措置を講じるものとする。

(記録の保存)

第16条 通報窓口及び所管課は、通報に係る記録及び関係資料を、通報者等の秘密等の

保護に配慮しつつ、適切な方法で管理しなければならない。

(対応結果の公表)

第17条 総括通報責任者は、通報の件数その他運用状況を毎年度公表するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

外部公益通報受付書

通 報 日	年 月 日		
通 報 の 方 法	書面・電子メール・FAX・面談・その他()		
通 報 者 氏 名		電話番号	
通 報 者 住 所			
事 業 所 (者) 名		電話番号	
事業所(者)所在地			
事業所(者)での所属等	<input type="checkbox"/> 社員 (部署 役職) <input type="checkbox"/> 派遣労働者(派遣先) <input type="checkbox"/> 取引先(取引関係社名 部署) <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 退職者 <input type="checkbox"/> その他 ()		
希望する連絡方法 ※○印を記すこと	連絡方法	電話・電子メール・ファックス・郵送 その他()	
	連絡先	自宅・職場・その他()	
通 報 内 容	①通報対象事実が 生じている・生じようとしている・その他() ・いつ _____ ・どこで _____ ・何が _____ ・どのように _____ ・なぜ生じたのか _____ ・対象となる法令違反等 _____		
	②通報対象事実を知った経緯		
	③その他特記事項		
証拠書類の有無	あり(書面・その他())・なし		
受理(不受理)通知書 及び調査結果の通知	希望する ・ 希望しない		
受 付 番 号		受 付 年 月 日	年 月 日
所 管 課		受 付 者 職 氏 名	

※記入漏れがある場合は、受け付けられないことがあります。

第 号
年 月 日

様

所管課長

外部公益通報受理・不受理通知書

年 月 日付であなたから受け付けた公益通報の対応は、次のとおり決定したので山梨市外部公益通報に関する要綱第8条の規定により、次のとおり通知します。

1 件 名

2 結 果

- (1) 公益通報として受理し、当該対象事実について調査を開始しました。
- (2) 次の理由により、公益通報とは認められないので、不受理としました。
(不受理の理由)
- (3) 山梨市には処分及び勧告を行う権限がないため、次の行政機関に通報してください。
(通報先)

問合せ先

担当課・担当名

電話 — —

年 月 日

総務課長 様

所管課長

外部公益通報調査結果報告書

調査期間	年 月 日～		年 月 日	
受付番号		受付年月日	年 月 日	
通報者名				
通報内容				
調査方法 ※該当項目 に○印を 記すこと	1 通報者からの情報収集 2 通報対象となった事業者から既に提出されている文書の調査 3 報告徴収 4 立入検査 5 その他()			
調査結果	事実の有無 <input type="checkbox"/> 通報対象事実あり <input type="checkbox"/> 通報対象事実なし 調査状況			
特記事項				

※調査結果報告書には、必要に応じ、調査資料等を添付すること。

様式第4号(第10条関係)

年 月 日

総務課長 様

所管課長

外部公益通報措置結果報告書

措置年月日	年 月 日		
受付番号		受付年月日	年 月 日
通報者名			
通報内容			
法令に基づく 措置その他 適切な措置 の内容			
是正結果			
特記事項			

第 号
年 月 日

様

所管課長

外部公益通報調査・措置結果通知書

あなたから受け付けた公益通報について、山梨市外部公益通報に関する要綱第11条の規定により、次のとおり通知します。

受付番号	受付年月日	年 月 日
調査結果		
措置の内容 及び 是正結果		
その他 特記事項		

問合せ先

担当課・担当名

電話 — —